

第4章 まとめと提言

第4章 まとめと提言

1. 職業紹介機関及び職業能力開発機関における職種の概念と業務上の取り扱いの相違が及ぼす影響

本報告書は再就職を容易にするため職業紹介機関から職業訓練の受講を指示された受講生の求職行動と意識について調査し、職業訓練の就職促進への効果という問題を検討してきた。そのまとめを行うに当たって、職業訓練が職種ごとに行われていることをこの問題の関係者が再認識する必要性を痛感する。

安定所の職業紹介の窓口で求職者が求職条件に掲げる職種は、職業訓練のコースが予定している職種とは必ずしも一致していない。職業能力開発施設は、現在、コース設定に際して職種として取り上げる内容を大いに工夫してはいるものの、基本的な技能の指導を実施する以上は、安定所の職業紹介窓口で求職者と職業紹介担当者との間で話し合われる“職種”の内容よりもその幅は自ずと厳密にならざるを得ない。安定所と職業能力開発施設というそれぞれ固有の特徴のある機能を有する専門機関が関わるこの受講指示による職業訓練では、受講生への支援に当たっては、この二つの専門機関の間での実態的な職種の概念の微妙な差や業務上の取り扱いの差があることを十分に意識している必要がある。

その上で、安定所は、受講指示に当たっては、求職者自身が希望職種の実態をどのように理解しているか、また、受講職種の内容を希望職種との関係でどのような具体性をもって理解しているかに十分な注意を払うことがまず必要になる。求職者の実態的理解に対して職業紹介窓口での注意が十分に払われなかったことがもとで両職種が乖離してしまうことは、受講指示の効果を低減させることにつながる。

他方、実際に求職者を受講生として受け入れ、技能指導を実施する職業能力開発施設は、入所者としての受け入れ前に、受講希望者が当該コースの内容を希望職種との関係で実態的に理解できるような説明や情報提供を行うことが望まれる。その時は、安定所の職業紹介窓口で受講職種として話し合われてきた職種の内容が当該施設のコースでの職種と実態的にどの程度一致しているかに十分な注意を払うことが必要である。

そして、入所後は技能習得と求職活動の両方の行動の結果として両職種が一致している程度に変化が生じているかどうかを把握していくことが重要になり、変化が生じた場合は、両職種の乖離の状況に応じて指導内容を工夫して行くことが必要になる。これは技能習得の効果と就職促進の効果という2つの面で望まれる事柄になっている。その点では、今回の調査対象者が所属した職業能力開発施設は全国的にみても最も大規模な施設であり、コースの種類は多く、技能指導を行う職種も多種であることから、受講生が実態として技能指導を求め職種への柔軟な対応を大いに期待できる条件が施設内にあると思われる。しかし、全国的

にはこれほどの規模を持たない施設の方が多いので、職業能力開発施設の施設ごとの対応のあり方は今後の課題となろう。

2. 就職内定者の特徴と未内定者の特徴

職業訓練によって技能向上を図って就職の円滑化を図ろうとする者については、求職活動における職業訓練の位置づけが就職実現に大きく影響する。話し言葉で簡潔に表現すれば、

“早くこういう就職をしよう → 就職を容易にするためにこういう職業訓練を受けよう → 就職が第一の目的なので、それに向かって訓練期間に利用できることを利用して目的を遂げよう”

という位置づけである。したがって、訓練期間中に技能向上の自覚や職業的自己の理解が向上したと受講生が自覚することは、求職活動の作成と遂行に好ましい効果を積極的に与えると考えられる。

もちろん、これは職業紹介と職業訓練の受講指示の関係において制度的にはまったく当然のことを一人ひとりの受講生として一貫させているかどうかである。とはいえ、また、それはそのように職業指導を職業紹介機関と職業能力開発機関が徹底しているかどうかということにもなる。

求職活動が受講中に成功した者である就職内定者には、この一貫性の点で共通性がみられるが、成功しなかった者、すなわち未内定者の態様は一人ひとり異なり多様性があった。つまり、「一連の過程」となっている求職活動における職業訓練の位置づけのどこかの箇所でも未内定者は就職内定者と異なる部分がある。そして、その異なる箇所は個人によって違っており、「人それぞれ」である。それ故に、求職活動が受講中に成功した者は、就職に好ましいとされる点をすべて具有する傾向があるが、成功しなかった者は、それらの点のすべてを具有しているということがないし、どの点を具有しているかという具有の状況は一人ひとり異なり多様となる。このことから、就職が促進される要因は、一つあるいは少数に絞られるのではなく、多数の要因が整ったときだといえよう。

本研究では、受講中の失業者について約 30 項目にわたって職業訓練と求職活動の関係を調査した結果、17 の要因が整うことが就職内定者の特徴であった。もちろん、これらは決定的なこととしていえるのではない。あくまで本研究における調査の結果からいえることであって、すべての失業と再就職について断定しようとするものでは決してない。しかも、その時々々の労働市場の状況や失業者のおかれた状況がさまざまな影響を及ぼすことについては、

実態を相当に踏まえた上で、失業と再就職に関して職業訓練を介在させた事例を調査し、その結果を分析した結果である。失業者の求職活動の実態から得た重要な参考情報として提示するものである。

3. 未内定者の特徴と援助のポイント

繰り返しの指摘となるが、未内定者は相互の間に就職内定者にみられたような多くの共通性はない。とはいえ、総合的にみると、① 情報の入手チャンネル数が少なく、かつ、利用が低調、② 専門相談支援者の利用が低調、③ 職業への態度の変化がない、の3点では共通性がみられた。職業紹介機関及び職業能力開発機関が受講生に対して行う支援の内容としては、この点に注目した事柄を組み込んだものが最も基本的な内容となるし、また、そうした内容の支援には効果が期待できると思われる。個人ごとに異なる個別の問題点への対処はもちろん必要だが、それだけでなく、受講指示後から訓練期間中に回数を重ねて行われる職業相談や情報提供のなかで、受講生全員に対してこの3つの点について状況を確認し、必要な改善を求める働きかけは自然な援助としても意味があるであろう。

ただし、②の専門相談支援者の利用が低調ということについては次の項でも述べるが、利用されなかった原因を注意深く検討する必要がある。本研究では、自分から活発に就職に向かって活動できた者が利用を活発にしたという状況がみられたのであって、利用の活発さが就職内定を導いたと考えるべきでない実態があった。とくに、公的な制度として専門相談支援者を職業能力開発機関に配置する場合は、このことにしっかりした注意を向けなければならないであろう。

受講生から就職を実現するために意味があるとの評価を専門相談者が受けるためのサービス内容と働きかけの方法については、今後、そのあり方を実際の利用状況から検討していく必要があると思われる。その場合は、未内定者が利用しなかった理由と就職内定者による利用の内容という二つの側面から問題の所在を調べていくことが必要である。

未内定者が利用しなかった理由については、未内定者が専門相談支援者に期待したものは何であったかというニーズの面から見直すことが不可欠である。また、就職内定者による利用の内容については、就職内定者は実際にはどのような利用のしかたをしたかという面から、就職内定者が専門相談支援者で行った相談の内容と実際に受けた支援の内容を調べる必要があるであろう。

4. 職業相談、キャリアに関するカウンセリング、コンサルテーションについて

「専門相談支援者」を利用したと述べていることが就職内定者に共通していたが、その一

方で、未内定者には就職支援の価値がほとんど認められていない。この表現は把握できた事実を慎重に書いている。つまり、内定者が「専門相談支援者」に就職支援に大きな役割を果たしたと認めているわけではなく、たとえば、所属した職業能力開発施設に「専門相談支援者」が配置されているなど身近に相談機能があったので相談にいったという事実と、未内定者は利用する価値をほとんど認めていないという事実を並記しているのである。就職内定者と未内定者の間で利用の状況がこのように分かれた理由については、注意深い洞察を加えて検討しなければならない。

未内定者が利用する価値を認めなかった理由は、「業界の事情を知らない」、「具体的な職業の中身を知らない」、「実際の求人を持っているわけではない」といったもので、そのため、一定の職業知識や業界の見聞があったり、求職活動のなかで求人情報や相当量の職業情報を収集した受講生からは、自分自身や自分の縁故、知人の方がより詳しく関係情報を知っていると評価されており、話を聞いてもらうだけで役に立たないという評価を受けることになっている。

一方、就職内定者はもともと自分から就職に向けて積極的に近づき、利用できるものは利用するという姿勢の者であった。「専門相談支援者」は就職困難な者にとって役立ち、就職の実現性を高めることに効用を認められることが存在の原点と思われる。この視点に立てば、就職内定者が利用したのだから「専門相談支援者」のサービスは就職支援の価値があったというのはいささか倒錯的理解であろう。

未内定者が求めたのは、ひとつには具体的な就職のための情報や技術であり、しかも、単なる一般知識や常識ではなく、自分が持っている以上の具体性のあるものであった。あるいは、技能習得に多くの時間を割いている受講生としての日常生活のなかで、求人情報を就職の当事者である自分自身のために集めたり、精査してくれることを期待したものであった。実際、「専門相談支援者」がそうした情報を持ってきてくれたことや、自分がしたことなかった自分自身の職業キャリアの見直しを助言されたことについては、複数の未内定者が就職援助としての大きな意義を認めている。

もちろん、受講生が「専門相談支援者」に話を聞いてもらわなければ相談は成立しない。また、再就職は職業経験を有する求職者が行う職業選択行為である。しかも、職業選択は職業経験のある成人にとっても簡単なこととはいえない。失業は精神的なダメージを負いやすいことは既に述べたとおりである。したがって、個人を受容し、話を傾聴してくれる専門家の存在は重要であるし、職業に関する専門家として大所高所からの助言も多くの失業者にとって意義あるものであることはいうまでもない。しかしながら、本研究の対象は、職業紹介機関での相談の結果、職業訓練の受講を指示されて専門機関で6ヶ月から1年の技能習得を行っている失業者であった。ここでいう「専門相談支援者」に対しては、職業紹介と職業訓練指導の担当者以外の専門家であるが、理念的には就職のための援助内容として多くのこと

が期待される。しかし、それらの多く期待される要素の中から受講生がとくに求めたものは、「具体的な求職活動をすすめるための実際的情報が多かった」という実態が浮き上がったといえよう。現在の日本社会には職業相談、キャリア・カウンセリング、あるいはキャリア・コンサルテーションとさまざまな相談機能があるが、いずれも相談を求める者の要求にあわせた内容と方法が提供されてはじめて、就職支援としての効用が認められる。何らかの理由で自分から就職しようと積極的に動こうとしなかった者に就職支援の効用を認められるような相談サービスの提供が職業相談、キャリア・カウンセリング、キャリア・コンサルテーションといった職業に関する相談の専門家に求められていると考えられる。

5. 職業訓練、職業紹介に際しての参考項目としての意義

今回、分析に当たって調査項目とその結果の検討項目については前年度に行った調査結果を参考に選定した。また、前年度の調査はアンケート調査であり、今回の研究では個別面接による事例調査を行っている。そして、今回の研究では、事例というデータの定性的な分析に当たって、前年度のアンケート調査によるデータ、いわゆる定量的な解析を行うものから得られた結果と一人一人の受講生との個別面接の内容を比較・参照した。さらに、面接に際しては単に口頭による聴き取りだけでなく、資料2の尺度に記入を求めるなどして、他の調査場面においても、あるいは他の調査対象者に対しても同じように適用できような方法を工夫した。

これらのことは、今回の調査で用いた検討項目等は、特定の事例や特定場面で用いる調査のための方法や分析にのみ利用できるということではないという性格をもたせたことになる。つまり、職業訓練や職業紹介の実務担当者が職業訓練の受講生や受講を希望する求職者に対して支援を行おうとするときに、対象者の状況を点検するための着眼点、チェック項目として参考にしうるものになると考えられる。

受講生が希望職種と受講職種との関係をどのようにみているかを表面的にではなく捉えることや、就職実現計画を職業訓練との関係でどのように整理しているか、また、受講期間中にどのような変化が生じているかなどについて把握することは、早期就職の実現を支援するためにきわめて重要なポイントである。こうした状況把握や支援ポイントの整理のために今回の研究の調査項目等を参考にさせていただくこともあろうかとの考えから、これら調査項目等を本報告書の付録（「状況調査項目」）として掲げている。必要に応じてご参照いただきたい。